

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します

(違反対象物の公表制度)

違反対象物の 公表制度とは

建物の利用者の方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防本部等が保有する建物の火災危険性に関する情報(重大な消防法令違反)をホームページで公表するものです。

◇公表の対象物となる建物は

飲食店、物品販売店・不特定多数の人が利用する建物や病院・社会福祉施設等の一人では避難することが困難な人が利用する建物です。



◇公表の対象物となる違反は

消防法令により設置が義務付けられている**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**、**自動火災報知設備**の消防用設備が設置されていない重大な消防法令違反の建物です。

◇公表の時期及び方法は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過しても、その違反が認められる場合にホームページで公表します。公表は違反が是正されるまでの間掲載します。

◇公表する内容は

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

◇公表の流れは



制度の開始時期は 平成32年4月1日です。

問合せ先

北部上北広域事務組合消防本部 予防課 0175-64-0650